

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

- 〔省 令〕
 - 債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令（財務三九）
- 〔告 示〕
 - 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務一六三）
 - 離島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件（総務・農林水産・国土交通四）
 - 日本国に帰化を許可する件（法務二三七）
 - 保安林の指定を解除する件（農林水産八六二～八六七）
 - 砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通四一四）
 - 船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同四一五）
 - 我が国における平成二十七年度の温室効果ガスの排出量及び吸収量を公表する件（環境四五）
 - 建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務区域を変更した件（関東地方整備局一九六）

- 建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件（同一九七）
- 道路に関する件（北海道開発局一一一～一一三）

〔人事異動〕

気象庁

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）

法 務

公証人任免（法務省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

押収物還付・一部取消、土地家屋調査士懲戒処分、北朝鮮特定貨物の保管関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
裁判所共済組合定款の一部変更関係
会社その他

省 令

○財務省令第三十九号
国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年五月十二日
財務大臣臨時代理
国務大臣 山本 早苗

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令
債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第二 第十一条第二項の規定による債権の種類</p> <p>一 歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 〔1・2 略〕</p> <p>3 納付金の類 〔日本銀行納付金債権〕特定タン カ―所有者納付金債権 略〕</p> <p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構納付金債権 沖縄振興開発金融公庫納付金債権 〔独立行政法人納付金債権・諸納付金債権 略〕 〔4～15 略〕 〔二～四 略〕</p>	<p>別表第二 第十一条第二項の規定による債権の種類</p> <p>一 歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 〔1・2 同上〕</p> <p>3 納付金の類 〔日本銀行納付金債権〕特定タン カ―所有者納付金債権 同上〕</p> <p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構納付金債権 〔独立行政法人納付金債権・諸納付金債権 同上〕 〔4～15 同上〕 〔二～四 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。
附則 この省令は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第百六十三号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長

の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

Table with 2 columns: 名称 (Name), 期間 (Period). Name: 日本共産党中央委員会周辺地域. Period: 平成二十九年五月十七日から平成三十年五月十六日まで.

○農林水産省告示第四号

租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め

たので、同令第六条の三第二十三項及び第二十八条の九第二十五項の規定により告示する。

平成二十九年五月十二日
総務大臣 山本 早苗
農林水産大臣 山本 有二
国土交通大臣 石井 啓一
租税特別措置法施行令第六條の三第十六項及び第二十八條の九第十七項の規定に基づき、離島振興法（昭和二十八年法律七十二号）第二條第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」とし、このうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

Table with 3 columns: 離島振興対策実施地域の名称 (Name of the area), 地区 (Area), 計画を策定した者 (Person who developed the plan), 計画の期間 (Period of the plan). Includes entries for 長崎県松浦市, 黒島, 青島, 飛島.

○法務省告示第 二四三三十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

Table with 2 columns: 住所 (Residence), 氏名 (Name). Lists names like 長谷川 昭和, 山本 早苗, etc.

Table with 2 columns: 地域 (Area), 差点 (Difference). Details the specific areas and points for the Tokyo Metropolitan Area.

Table with 2 columns: 住所 (Residence), 氏名 (Name). Lists names and addresses for various municipalities like 兵庫県伊丹市, 兵庫県西宮市, etc.

Table with 2 columns: 住所 (Residence), 氏名 (Name). Lists names and addresses for various municipalities like 長野県大町市, 長野県下諏訪町, etc.

- 住所 東京都品川区平塚1丁目2番1—702号
林愛莉 平成4年4月27日生
- 住所 東京都新宿区荒木町15番地15
李哲熙 平成元年2月16日生
- 住所 宮城県名取市大手町4丁目1番地6
張真美 昭和59年1月3日生
- 住所 東京都狛江市東和泉1丁目8番1—201号
胡燕萍 昭和48年1月21日生
- 住所 愛媛県西条市安知生246番地1
申東琪 昭和9年9月3日生
- 住所 本美代子 昭和16年10月13日生
- 住所 京都府木津川市兜台1丁目1番地1
トーラス・ツツリ・ヤササキ 平成8年1月9日生
- 住所 名古屋市中区本郷町3丁目14番地2
姜麗峯 昭和43年11月6日生
- 住所 愛媛県大 平成12年5月27日生
- 住所 愛媛県大 平成14年11月10日生
- 住所 鹿児島市小野3丁目4番11号
李令喜 昭和51年11月23日生
- 住所 大阪府平野区平野南3丁目4番5—405号
李泰圭 昭和49年4月5日生
- 住所 姜基子 昭和51年10月11日生
- 住所 李琴美 平成19年1月18日生
- 住所 李鍾陽 平成22年9月23日生
- 住所 大阪府住之江区御崎4丁目5番11—401号
李守男 昭和11年6月20日生
- 住所 鄭静子 昭和15年7月1日生
- 住所 李忠紀 昭和40年8月10日生
- 住所 大阪府住之江区中加賀屋2丁目13番6—208号
李由美 昭和37年9月1日生
- 住所 大阪府東成区東今里3丁目22番26号
安愛 昭和60年12月6日生
- 住所 大阪府都島区御幸町1丁目6番7—204号
吳貴子 昭和50年11月29日生
- 住所 大阪府平野区平野上町2丁目5番27号
金英守 昭和56年8月23日生
- 住所 大阪府松原市柴垣2丁目514番地4
韓尚之 昭和60年10月29日生
- 住所 兵庫県西宮市甲子園口4丁目11番11—202号
韓尚大 昭和62年1月30日生
- 住所 大阪府羽曳野市尺度69番地2
韓尚士 平成元年7月28日生
- 住所 韓尚也 平成3年8月20日生

○農林水産省告示第八百六十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年五月十二日

農林水産大臣 山本 有二

- 解除に係る保安林の所在場所 愛知県岡崎市細川町字長根一の一四六、一の一四七
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第八百六十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年五月十二日

農林水産大臣 山本 有二

- 解除に係る保安林の所在場所 岐阜県美濃市大字片知字城山二七〇四の四・二七〇五の六・二七〇七の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

（次の図）は、省略し、その図面を岐阜県庁及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年五月十二日

農林水産大臣 山本 有二

- 解除に係る保安林の所在場所 岐阜県美濃市大字片知字城山二七〇四の四・二七〇五の六・二七〇七の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田田役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年五月十二日

農林水産大臣 山本 有二

- 解除に係る保安林の所在場所 愛知県豊田市大野瀬町ネサキ二五の一〇、二五の二、ネヨリソト四の六（次の図に示す部分に限る。）、二の五
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田田役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年五月十二日

農林水産大臣 山本 有二

- 解除に係る保安林の所在場所 岐阜県中津川市川上字タハタ四六七の七、四六七の一〇、四六七の一、四七〇の七
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百六十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年五月十二日

農林水産大臣 山本 有二

- 解除に係る保安林の所在場所 愛知県豊田市大野瀬町ネサキ二五の一〇、二五の二、ネヨリソト四の六（次の図に示す部分に限る。）、二の五
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田田役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年五月十二日

農林水産大臣 山本 有二

- 解除に係る保安林の所在場所 愛知県豊田市大野瀬町ネサキ二五の一〇、二五の二、ネヨリソト四の六（次の図に示す部分に限る。）、二の五
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田田役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年五月十二日

農林水産大臣 山本 有二

- 解除に係る保安林の所在場所 愛知県豊田市大野瀬町ネサキ二五の一〇、二五の二、ネヨリソト四の六（次の図に示す部分に限る。）、二の五
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田田役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年五月十二日

農林水産大臣 山本 有二

- 解除に係る保安林の所在場所 愛知県豊田市大野瀬町ネサキ二五の一〇、二五の二、ネヨリソト四の六（次の図に示す部分に限る。）、二の五
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田田役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百十五号
次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年四月一日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第3444号	航海用リーダー	F R—2001 M—4 A	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町9番52号
第3502号	"	F R—1410—3 A	"	"
第3503号	"	F R—1425—3 A	"	"
第3735号	"	F R—2110—3 A	"	"
第3736号	"	F R—2110—4 A	"	"
第3737号	"	F R—2120—3 A	"	"
第3738号	"	F R—2120—4 A	"	"
第3776号	"	F R—2120 W—3 A	"	"

製造者の住所 石井 啓一

○国土交通省告示第四百十四号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十九年五月十二日

国土交通大臣 石井 啓一

- 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 中井沢
- 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県みどり市東町萩原

二三八番二五	一号
二三八番二二	二号
丙二三八番二	三号
六四四番	四号
六四五番	五号及び六号
二二七番	七号
二二六番一	八号
二二二番一	九号
二二〇番三	十号

第3777号	"	F R-2120W-4 A	"	第4265号	"	F R-1510 MA R K-3-12AF	"
第3790号	"	F R-2130S-7 AF	"	第4266号	"	F R-1510 MA R K-3-20AF	"
第3791号	"	F R-2130S W-7 AF	"	第4267号	"	F R-1525 MA R K-3-20AF	"
第3819号	"	F R-2150W-3 A	"	第4268号	"	F R-1525 MA R K-3-24AF	"
第3820号	"	F R-2150W-4 A	"	第4269号	"	F R-1710-12A F	"
第3894号	"	F R-1510 MA R K-2-2	"	第4270号	"	F R-1710-20A F	"
第3895号	"	F R-1510 MA R K-2-3A	"	第4271号	"	F R-1725-20A F	"
第3896号	"	F R-1510 MA R K-2-4A	"	第4272号	"	F R-1710-20A F	"
第3897号	"	F R-1525 MA R K-2-3A	"	第4273号	"	F R-1725-20A F	"
第3898号	"	F R-1525 MA R K-2-4A	"	第4274号	"	F R-2135S-7 AF	"
第3915号	"	F R-2825-3A F R-2825-4A	"	第4276号	"	F R-2125W-20 AF	"
第3916号	"	F R-2825W-3 A	"	第4277号	"	F R-2125W-24 AF	"
第3955号	"	F R-2825W-4 A	"	第4297号	"	F R-2135S W-7 AF	"
第3996号	"	F R-2835S-7 AF	"	第4335号	"	F R-2135S-30 AF	"
第3997号	"	F R-2835S W-7 AF	"	第4336号	"	F R-2135S-36 AF	"
第4009号	"	F R-2855W-3 A	"	第4337号	"	F R-2135S W-30 AF	"
第4010号	"	F R-2855W-4 A	"	第4338号	"	F R-2135S W-36 AF	"
第4239号	"	F R-2115-20A F	"	第4394号	"	F R-2835S-36 AF	"
第4240号	"	F R-2115-24A F	"	第4395号	"	F R-2835S W-36 AF	"
第4241号	"	F R-2125-20A F	"	第4632号	"	F A R-2127-12 AF	"
第4242号	"	F R-2125-24A F	"	第4636号	"	F A R-2127-12 AF	"
第4243号	"	F R-1510 MA R K-3-12AF	"	第4637号	"	F A R-2127-20 AF	"
第4244号	"	F R-1510 MA R K-3-20AF	"	第4638号	"	F A R-2127-24 AF	"
第4245号	"	F R-1525 MA R K-3-20AF	"	第4639号	"	F A R-2117-20 AF	"
第4246号	"	F R-1525 MA R K-3-24AF	"	第4665号	"	F A R-2137S-30 AF	"
第4262号	"	F R-2115-20A F	"	第4825号	"	F A R-2127-20 AF-MU17	"
第4263号	"	F R-2125-20A F	"	第4826号	"	F A R-2127-24 AF-MU17	"